

浜名中生 生活のきまり・マナー

浜名中学校の生徒としての誇りを持ち、互いに気持ちよく生活できるようにしよう。

「時を守る(3・2・1運動)」 「場を浄める(黙働清掃)」

「礼をただす(さわやかなあいさつ)」

こころざしを抱き、整然美と躍動美が調和した、さわやかで美しい浜名中生

1 時間に関すること

- ① 8：15のチャイムの鳴り終わりまでに自分の教室に入る。
- ② 遅刻して登校した場合は、職員室に寄り、登校したことを職員に報告してから教室に行く。早退をする際も職員室に寄って早退することを報告してから帰宅する。登校後は無断で校外に出ない。

2 服装・身なりに関すること

- ① 制服の夏服と冬服の移行期間は設けない。気候や体調に合わせて各自で制服を選択する。
- ② 外靴は運動に適したものとし、記名をする。
- ③ 靴下は無地とし、ワンポイントのデザインまでとする。
- ④ 上靴は学校指定のものとし、かかとに記名をする。
- ⑤ 登下校時に防寒着を使用してよい。アクセサリーの付いたものは認めない。部活動で使用している防寒着については使用を認める。
- ⑥ 校舎内では体操服、ジャージで生活をする。ジャージから見えないようにジャージの下にトレーナーやセーターなどを着用することを認める。フードの付いた服の着用は不可とする。
- ⑦ マフラーやネックウォーマー、手袋、帽子は校舎内では使用しない。

3 所持品に関すること

- ① 学校で指定した多目的バッグを使う。必要に応じて補助バッグの使用を認める。
- ② 自分の多目的バッグと人のものを区別するために、キーホルダーを1つ付けることを認める。大きなものや危険なものは付けないこと。
- ③ 学校生活に必要でないものや危険なものは持ってこない。

危険物：はさみ、カッターなど

不要物：携帯電話・スマホ・ゲーム機・音楽プレーヤー・カメラなどの電子機器、菓子類、漫画・雑誌、余分なお金など

4 登下校に関すること

- ① 原則、徒歩通学とし、自転車通学の必要性を学校が認めた場合のみ自転車通学を認める。
- ② 部活動において、学校外での活動で、顧問が必要と判断した場合は自転車の使用を認める。
- ③ 服装は制服とし、登校時に雨が降っていた場合は校内服での登校を認める。
- ④ 部活動がある生徒は、部活動後の下校において校内服や部活動の服装を認める。

- ⑤ 登校時以下のことを守る。

通行禁止：馬込川沿堤防沿いの道、小松・宮口線、内野上の信号機がある T 字交差点

通行時に守ってほしいこと：

ア サンストリート南側の坂→道路南側の歩道内を右側通行する。

イ 152 号線バイパス→道路の東側(浜名中側)の歩道内を右側通行する。

ウ 「プレ葉」から「さわやか」間の道→南側の歩道内を右側通行する。

- ⑥ 生徒会による申し合わせ「徒歩通五か条」「自転車通学十か条」を守る。

生徒会による申し合わせ

徒歩通学 五か条

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第 1 条 | 私たちは、通学路を通ります。 |
| 第 2 条 | 私たちは、道路で広がらず、白線の中を通ります。 |
| 第 3 条 | 私たちは、信号無視をしません。 |
| 第 4 条 | 私たちは、横断歩道を必ず渡ります。 |
| 第 5 条 | 私たちは、右側通行をします。 |

自転車利用 十か条

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 第 1 条 | 私たちは、ヘルメットを正しくかぶります。 |
| 第 2 条 | 私たちは、自転車の整備を正しくします。 |
| 第 3 条 | 私たちは、通学路を通ります。 |
| 第 4 条 | 私たちは、並列進行・2 人乗りはしません。 |
| 第 5 条 | 私たちは、左側を通り、歩行者を優先にします。 |
| 第 6 条 | 私たちは、信号無視をしません。 |
| 第 7 条 | 私たちは、一旦停止を必ずします。 |
| 第 8 条 | 私たちは、スピードを出しすぎません。 |
| 第 9 条 | 私たちは、両手ばなし・片手ばなしをしません。(ハンドシグナルを除く) |
| 第 10 条 | 私たちは、地下道を自転車から降りて通ります。 |

5 生活に関して

- ① あいさつを進んで大きな声でする。
- ② 忘れ物をし、保護者が届ける場合は、防犯上「生徒本人に正門付近で直接渡す」か「職員室で職員に手渡す」こと。
- ③ 多目的バッグは登校後、教室後方のロッカーに整頓して入れる。
- ④ 校内の用具は大切に扱い、破損した場合は速やかに届け出る。
- ⑤ 校舎内は走らない。大声を出したり、廊下に広がったりして歩行者の妨げにならないこと。
- ⑥ 自分の所属学級以外の教室は出入りしない。自分の所属学年以外のフロアの教室前は通らない。
- ⑦ 制汗剤は無香料のものに限り、洗面所で使用する。
- ⑧ 職員室には、かばんは外に置いて、冬は防寒着を脱いで入室する。入室する際には「失礼します。おはようございます(こんにち)。〇〇先生に用事があって来ました。」と大きな声で言う。

6 頭髪に関すること

頭髪は生徒会の申し合わせ事項により、「中学生らしい髪型」とし、加工、装飾品は認めない。

頭髪についての申し合わせ

平成元年度後期生徒会は、「課題を進んで解決する生徒会」ということを目標に取り組んできました。その中でも、男子の頭髪の自由化を取り上げて、4回にわたる生徒集会による討論の結果、平成2年3月1日に校長先生より頭髪の自由化の許可が出ました。

この集会では、望ましい頭髪のあり方や問題が発生したとき、どのように対処するかいろいろ意見が出されました。その結果、頭髪の約束ごととして「中学生らしい清潔な髪型とする。」の1つだけに決めました。

生徒会の原案では、たくさんの約束事があったわけですが、細かい規定は、設けないことにしました。これは、頭髪に関する細かい規定を設けることは、かえって、規定に書いてないのでやってもいいだろう、という考え方を生み出す原因になりかねません。また、多くの書いていない部分はマナーとして生徒が自分で判断するようにし、「自主・自立できる生徒」、「先生や地域の人たちに信頼される生徒」になろうという願いがあるからです。

頭髪についての問題が発生したときは、生徒集会で話し合い問題を解決することにしました。ペナルティーを作らなくても、安心して学習・生活ができる浜名中学校であることを、今後の生徒の皆さんにお願いします。

平成元年3月3日 後期生徒会会長

令和5年度に浜名中では校則の大幅な見直しをしました。全校生徒から意見を聞き、それらをもとに前期生徒会メンバーで話し合いをし、先生方に提案をしました。生徒からの意見で、頭髪の決まりについて様々な要望がありました。しかし、それらに関する細かい規定を定めることは平成元年の「頭髪についての申し合わせ」でもあるように適切ではないと考えました。

頭髪としての約束ごとは今までと同じままで、社会の変化に合わせた「中学生らしい清潔な髪型」を生徒と先生方でともに考えていけると良いと思います。学校という場に合った髪型とは何かを考え、マナーの浜名中として今後も発展させていきたいと思います。

令和5年9月29日 前期生徒会 執行部

○法律で禁止されていること

- (1) 無免許運転
- (2) 自転車…二人乗り、無灯火、並列進行、一旦停止義務違反、整備不良・改造自転車の使用、傘差し運転、運転中の携帯電話操作、イヤホンを使用しながら運転すること
- (3) 飲酒、喫煙等
- (4) 万引き（窃盗）

○「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」に以下のことが定められています。

- (1) 夜 11 時から未明 4 時までは、深夜徘徊として補導の対象になります。
- (2) ゲームセンターの夜 6 時から生徒のみでの利用は禁止、夜 10 時以降は保護者同伴でも禁止です。
また、下の施設の利用において、金銭トラブルや触法行為が起こる危険性があります。
 - ・カラオケボックス ・ボーリング場 ・インターネットカフェ ・ゲームセンター ・ゲームコーナーなど
- (3) 下の施設は保護者同伴であっても生徒の利用は禁止です。
 - ・パチンコ店 ・オートレース場 ・競艇場

○家庭において注意してほしい事柄

- (1) 知らない人との連絡先の交換や SNS での交流はやめましょう。大きなトラブルに発展することがあります。
- (2) SNS などのネット上に個人情報分かる画像や情報を載せないようにしましょう。
- (3) 友人宅への外泊により、触法行為や大きなトラブルになることがあります。